

平成27年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：刑事法（配点：120点）

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問 (刑法)

Xは、高速道路で乗用車を運転中、時速50キロメートルを超える速度違反をして、速度違反自動監視装置に撮影された。速度違反を告げ、その手続に関して記載した書類を受け取ったXは、速度違反により免許停止になると、自動車運転免許を要する現在の職を失うことになるのではないかと不安になり、同居するフリーターの双子の弟Yに、「車を運転していたのはお前だったことにしてくれ。罰金と一緒にお礼も払うから。」と懇願し、これを承諾したYは、Xの代わりに出頭して「運転者は自分であった。」と運転者の氏名を自分の名前に変えた書類を罰金納付の窓口で担当の係に作成させ、予めXから預かった罰金を納付した。

Yが罰金納付に訪れた同一の部署に勤務していた公務員Zは、出頭したYが顔見知りであり、かつ、速度違反をしたとされる日時に別の場所にいたことを知っており、帰りかけるYに声をかけて廊下の隅に来るよう求め、「そういうことをしたらまずいんじゃないか。あんたが逮捕されるだけやない。Xの勤務先に知れたらクビになるかもしれないぞ。あんたの給料だけで生活していけるんか。」とYの不安をあおったうえで、「まあ、あんたとは知らん仲じゃないから、それなりのことをしてくれるなら黙っておいてやってもええで。そのかわり、断ったら何が起こっても知らんぞ。」と強い口調で迫った。Yは、Zによって事実が明るみに出ては困ると思い、「手持ちが少ないんで、これでどうや。」と、Xからの礼金10万円を渡したところ、Zはその金を受け取った。

X、Y、及びZの罪責を論じなさい(特別法違反の点を除く)。

(配点：70点)

(刑事法)

第2問 (刑事訴訟法)

次の問いに答えなさい。

(配点：50点)

問1 「一罪」を分割してそれぞれについて別個に逮捕・勾留することは許されないという原則が、一般的に承認されている。

- (1) 本原則は何と呼ばれているか。
- (2) 本原則につき、次の点を示しなさい。
 - ・ 典型例をあげて本原則の上記内容を簡潔かつ具体的に提示すること
 - ・ 原則として、「一罪」をこま切れにして逮捕・勾留してはならない理由
 - ・ 「一罪」の範囲とその理由

問2 Xは、一連の賭博行為(時期の早い順にA1、A2、A3の各事実。以下まとめて「A事実」という)にもとづいて常習賭博罪で逮捕・勾留され、起訴された。その後Xは保釈された。

保釈後、A1事実の1か月前にXが賭博をしたとの情報を警察がつかみ、当該事実(以下「B事実」という)の捜査に乗り出した。捜査の過程で、担当の警察官甲および検察官乙は、B事実につき、常習賭博罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由および罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があると判断した。

- (1) 乙は、B事実につき罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるととして、保釈の取消しを請求した。

上記の相当な理由の存在について十分な疎明資料が請求書に添付されていた場合、この請求は認められるか。問1の原則の「一罪」との関係にも言及しながら解答しなさい。

- (2) 甲は、B事実にもとづき常習賭博罪で逮捕状を請求した。上記本文の2つの相当な理由の存在について十分な疎明資料が請求書に添付されていた場合、当該逮捕状の発付は認められるか。問1の答えを踏まえて解答しなさい。

ただし、A事実に関してXが保釈されてしばらく経つまで、捜査機関は、B事実をまったく把握しておらず、そのことにつき捜査機関に落ち度はないものとする。